令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：別海町長、別海町議会議長、別海町教育委員会、別海町農業委員会、
別海町代表監査委員

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	92.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.0%
全職員	95.5%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	96.9%
本庁課長相当職	95.1%
本庁課長補佐相当職	98.1%
本庁係長相当職	104.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	83.8%
３１～３５年	87.4%
２６～３０年	89.3%
２１～２５年	85.6%
１６～２０年	97.9%
１１～１５年	99.9%
６～１０年	95.8%
１～５年	99.9%

【説明欄】

・医師及び特別職については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、上記集計からは除外している。また、医師及び特別職のみの集計結果については、集計年度現在で男性職員のみであることから、公表は行わない。
・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当や住居手当等といった諸手当が、世帯主である男性職員に支給している場合が多いことが挙げられる。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。